

協議第6号

各種事務事業の取扱い（特別職関係）

各種事務事業の取扱い（特別職関係）について提案する。

平成16年1月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 2 - 2 各種事務事業の取扱い（特別職関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-2-2	各種事務事業の取扱い(特別職関係)	所 管	行財政専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 附属機関等	3市村とも同様の組織であるが、常設しているのは石狩市のみであることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
2. 一部事務組合等	2つの組合の事務については、石狩市では条例に基づき処理しており、その内容に差異がないことから、厚田村及び浜益村が加入する組合は脱退するものとする。
3. 特別職・議員・各種委員の報酬等(行政委員会を除く)	新市としての行政規模、職責等を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 公務災害補償制度	条例に基づく事務事業であり、取扱いに一部事務組合への加入、未加入の差はあるものの3市村の事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
5. 秘書関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 個 表 )

1. 附属機関等 (第8回現況調書1ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附属機関等	石狩市特別職報酬等審議会	厚田村特別職報酬等審議会	浜益村特別職職員報酬等審議会	3市村とも同様の組織であるが、常設しているのは石狩市のみであることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

2. 一部事務組合等 (第8回現況調書8～11ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
一部事務組合	該当なし	北海道町村議会議員公務災害補償等組合 北海道市町村総合事務組合	北海道町村議会議員公務災害補償等組合 北海道市町村総合事務組合	2つの組合の事務については、石狩市では条例に基づき処理しており、その内容に差異がないことから、厚田村及び浜益村が加入する組合は脱退するものとする。

3. 特別職・議員・各種委員の報酬等 (行政委員会を除く) (第8回現況調書2、3、6、7ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い	
特 別 職	市長	月額 920,000 円	村 長	月額 810,000 円	新市としての行政規模、職責等を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
	助 役	月額 735,000 円	助 役	月額 700,000 円	
	収入役	月額 644,000 円			
	常勤監査委員	月額 590,000 円			
	教育長	月額 644,000 円	教育長	月額 610,000 円	
議 員	議 長	月額 439,000 円	議 長	月額 279,000 円	
	副議長	月額 383,000 円	副議長	月額 240,000 円	
			常任委員長	月額 221,000 円	
			議会運営委員長	月額 221,000 円	
	議 員	月額 336,000 円	議 員	月額 211,000 円	
			村 長	月額 767,000 円	
			助 役	月額 628,000 円	
			教育長	月額 575,000 円	
			議 長	月額 251,000 円	
			副議長	月額 219,000 円	
			常任委員長	月額 199,000 円	
			議会運営委員長	月額 199,000 円	
			議 員	月額 188,000 円	

( 3. 特別職・議員・各種委員の報酬等 (行政委員会を除く) のつづき )

審査会等委員	会 長 日額 6,900 円 委 員 日額 6,100 円	会 長 日額 7,000 円 委 員 日額 6,500 円	会 長 日額 6,600 円 委 員 日額 6,100 円	3市村の報酬額等に若干の差異があるが、石狩市の審議会等の設置数が多いことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
その他特別職 非常勤職員	月額 300,000 円以内 日額 10,000 円以内	月額 250,000 円以内 日額	月額 400,000 円以内 日額 6,100 円以内	
市が委嘱する 医 師	予算内で市長が定める額			

4. 公務災害補償制度（第8回現況調書8～11ページ参照）

条例に基づく事務事業であり、取扱いに一部事務組合への加入、未加入の差はあるものの3市村の事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

5. 秘書関係事務（第8回現況調書12～14ページ参照）

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。